

## ○ 国立大学法人山梨大学理事細則

制定	平成27年	3月27日
改正	令和3年	1月27日
	令和5年	2月27日
	令和7年	9月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第15条第2項の規定に基づき、理事に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人山梨大学（以下「本法人」という。）に、次の担当の理事を置くことができる。

- (1) 企画担当
- (2) 学術研究担当
- (3) 教学担当
- (4) 総務担当
- (5) 労務担当
- (6) 財務担当
- (7) 情報担当
- (8) グローバル推進担当
- (9) 医療担当
- (10) 施設担当
- (11) 産学官連携担当
- (12) 内部統制担当
- (13) 地域人材養成担当
- (14) 男女共同参画担当
- (15) 研究インテグリティ担当
- (16) 特命担当

2 前項の理事は、非常勤とすることができる。

(職務)

第3条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。

2 あらかじめ指名された理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(選考)

第4条 理事の選考は、学長が行う。

(解任)

第5条 理事の解任は、学長が行う。

(資格)

第6条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(任期)

第7条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 任期の途中で理事の交替があった場合、後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学理事規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。（平成27年3月27日役員会決定）

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年10月1日から施行する。

<改正記録>

- R 3. 4. 1 第2条の理事の担当業務を改正
- R 5. 4. 1 第2条の理事の担当業務を改正
- R 7. 10. 1 第2条の理事の担当業務を改正